

ヘッドレストの要件強化について（UN-R17 関係）

● 適用範囲

前向き座席に備える頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）

● 改正概要

- ヘッドレストについて、国連の「シート及びシートアンカーに係る協定規則（UN-R17）」の改正案が、令和5年11月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- 後部座席等ヘッドレストの装備が任意の座席においても、前向き座席に備える場合には、前向き座席に備えるヘッドレストと同等の要件に適合したものであること等を新たに規定。

● 改正時期（予定）

令和6年6月中旬

● 適用時期（予定）

令和8年9月1日